

中央大学 会計人会 会報

発行所 中央大学会計人会

〒116-0003 東京都荒川区南千住5-25-14

税理士法人 荻野会計事務所内

発行人 会長 荻野 弘康



第37回観桜会 盛大に終わりました

毎年恒例ですが、駿台会計人倶楽部と中央大学会計人会との合同観桜会が、両会の会員多数、両会関係のご来賓、友好会計人会の参加の下に上野精養軒にて盛大に行われました。

両会の担当役員各位に心より御礼申し上げます。

「平成25年改正税制」は、平川忠雄先生〔当会 顧問〕にご担当いただき、要点を網羅したレジメが配付され、改正項目全般に懇切なご説明がなされ、消費税の増税時との関連を含め、受講者から好評でした。〔東京税理士会の認定研修です〕

懇親会では、両会の会長（荻野・金井塚）挨拶の後、富岡幸雄—中央大学名誉教授〔当会 顧問〕、間島進吾教授、明治大学校友会会長 向殿政男各位から、丁寧なご祝辞を賜りました。

本年米寿〔3月20日〕を迎えられた富岡先生より、不動産の税務会計理論をもとに消費税等の制度的欠陥を鋭く指摘するご解説を加えて、叱咤激励のご挨拶をいただきました。

会場の税理士、公認会計士、専門家として「しっかりせい!」というご助言として受け止めたいと思いました。

来年も多くの会員各位のご参加を祈念致しまして「第37回合同観桜会」のご報告とさせていただきます。

会長 荻野 弘康

同族会社における経済的合理性の判断

副会長 坂田 純一 (1968年商学部卒)

我が国の法人数は約260万社といわれ（平成23年度国税庁統計）、おそらくその大部分は法人税法が定める同族会社（法法2⑩十）であろう。この同族会社に関しては、法人税法の132条で同族会社の行為又は計算の否認規定が置かれている。

村井正教授は「132条が租税回避行為の成立要件及び否認効果に関する規定であると仮定した場合、その最大の難点は『法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる』とする要件の一般性、抽象性ということになる。しかも、これほど不明確な要件の認定判断が第一次的には、課税庁に委ねられているという事実は、単に行政経済という観点をもちだすまでもなく重大な事柄である。このような不確定な要件の判断には親しまないといわなければならない。¹」と指摘している。

この場合の「不当性」を判断するには、課税要件明確主義からいっても基準が必要となるはずであるが、これについては非同族会社では通常なし得ない行為や計算かどうかで判断する「非同族会社比準説」と、純経済人の行為として不合理、不自然かどうかで判断する「経済的合理性基準説」があり、これらの説を用いる判例もまた分かれている。「非同族会社比準説」に依るものとしては東京高裁判決（昭和40年5月12日税資49号596頁）などがあり、一方、「経済的合理性基準説」に依るものとしては東京高裁判決（昭和48年3月14日税資69号845頁）などがある。

行為・計算が経済的合理性を欠く行為について、金子宏名誉教授は「それが異常ないし変則的で租税回避以外に正当な理由ないし事業目的が存在しないと認められる場合、独立・対等で相互に特殊関係のない当事者間で

行なわれる取引（アメリカの租税法でarm's length transaction（独立当事者間取引）と呼ばれるもの）とは異なっている取引の中には、それにあたりと解すべき場合が少なくないであろう²」とする。

親会社が子会社に無利息で融資を行った場合に親会社に商事法定利息による利息相当額の収益が生ずると判示した、いわゆる「清水惣事件（大阪高裁昭和53年3月31日判決訟月24巻6号1360頁）」がある。この判決は、無償による資産の譲渡や役務の提供からも益金が生ずる旨を定める法人税法22条2項の解釈・適用について「確認的規定」としており、そうした意味から、理論上かつ実務上に大きな影響を及ぼしたものといわれ、その後においても種々の議論が展開されている³といわれている。

金子宏名誉教授は、この判決の研究（判旨：「その当事者間で通常ありうべき利率」）として、アメリカ内国歳入法典（IRC：Internal Revenue Code）482条との比較検討が有益⁴であるとし、「この規定は、わが国法人税法22条2項に対応するものであり、この規定の検討を通じて、われわれは、法人税法22条2項の解釈について、種々の有益な示唆を得ることができると思われる。他方、それは、多くの点でわが国とは異なる方法で問題の解決を図っているから、われわれは、この規定を通じて、わが国における問題解決の仕方が妥当であるかどうかを、立法論としてあるいは解釈論として再検討するための有益な手がかりを得ることができる」と考える。なお、この規定は、わが国の同族会社の行為・計算の否認規定とある範囲で同じ機能を果たしており、その意味で、この規定からは、わが国における同族会社の行為・計算の否認規

定の問題について、何らかの有益な示唆が得られるであろう⁵」と論じている。ただし、この場合の法人税法22条については、行為計算否認規定の代替的役割を果たす規定とさえるとする意見もある⁶。

アメリカにおける法人形態は、わが国のそれとかなり類似の構造となっており、閉鎖的小法人 (close corporation, closely held corporations) は200万社にのぼり、全法人の90%を越えているとされている。ただし、わが国のように「同族会社」に該当する実定法の定義は、置かれていない。この理由に関し、水野忠恒教授は「アメリカ法において、閉鎖的小法人の否定的側面に着目して、その定義を設けることが困難であるのは、技術的理由の他、閉鎖的企業が法人形態を選択することに対して何故ペナルティを課さなければならないのか、という定義の目的の正当性の論議にある。⁷」と、閉鎖的企業を狙い撃ちした租税法規の困難さを指摘している。

もともと、IRC482条の規定とは、関連企業の間で、相互に特殊関係のない独立の当事者間の正常な取引（独立当事者間取引）と異なる条件で取引が行われた場合に、独立当事者間の正常な取引の基準に即して所得を計算し直す権限を内国歳入庁に与えるものである⁸といわれる。言い換えると、482条は、税務当局が、所得、損金、その他一定の項目を、共通の支配下にある2以上の「組織、通商、または事業 (organizations, trades, or businesses)」の間に、各組織の所得を適切に反映するように、再配分する権限を与えているものであり、その主たる目的は、関連当事者が申告する所得及び損金の、人為的移転や歪みを防止することにある規定⁹とされている。

ところで、同族会社の行為・計算における経済的合理性の判断に当たって、独立事業者間取引なる解釈を含むとした税務訴訟の例としては、いわゆるパチンコ平和事件がある。

平和事件とは、同族会社に株式の取得資金3,455億円を無利息で貸し付けたことに対し、所得税法157条を適用し、利息相当額を雑所得（3年分で500億円）として課税処分をしたものである。裁判所は「行為又は計算が経済的合理性を欠いているとは、通常のエコノミクスとして不自然、不合理であることを指し、それが異常ないし変則的で租税回避以外に正当な理由ないし事業目的が存在しないと認められる場合のみではなく、独立、対等で相互に特殊関係のない当事者間で通常行われる独立当事者取引とは異なっている場合をも含むと解される。・・・また、本件規定の適用がある場合には、特殊関係間の取引という事情を度外視したとき、一般条件下において経済的諸力の均衡として得られる適正值（現実には、かかる条件下における標準値ないし平均値として得られる。）に基づいて税額を算出すべきである。」であると判示している（東京地裁平成9年4月25日判決訟月44巻11号1952頁）。この判示は「経済的合理性」を判断基準としつつ、金子宏教授の説と同様に「独立、対等で相互に特殊関係のない当事者間で通常行われる独立当事者取引とは異なっている場合をも含む」として、独立当事者間取引を採用しているものといえよう。

このようにみると、同族会社における取引が不当又は異常なものであるとして行為計算否認規定により税務署長により否認される場合のものと、IRC 482条のいう相互に特殊関係のない独立の当事者間の正常な取引（独立当事者間取引）と異なる条件で取引が行われた場合のものとは、たしかに、各々が特殊関連間取引を基盤としており、その意味では発生原因として類似しているようにも思えるが、いかがであろうか。

1 村井正稿「同族会社の行為計算否認」『租税法研究～企業課税の諸問題～第4号』租税法学会（昭和52年）93頁。

- 2 金子宏著『租税法（第十七版）』弘文社（平成24年）431頁。
- 3 大淵博義教授は、無償の役務提供と収益の認識について「①無償による役務の提供によりすべて収益が発生する（無限定説）、②無償の役務提供が租税回避による場合に収益が発生する（租税回避収益認識説）、③無償の役務提供の目的によって収益が発生する（限定費用対応収益認識説）、と学説の見解は区々となっているが、実際の問題としては、収益と費用を両建経理する無限定説と限定費用対応収益認識説の間で、課税関係に最終的な差が生じないのではないかと考えられる。」としている。大淵博義稿「法人税法22条読み方」『税研』第138号日本税務研究センター（2008年）43～44頁。
- 4 増田英敏教授も「経済的合理性を欠く行為・計算とはいかなるものかについて、その実質的な内容を明らかにしておくことである。さもないと、納税者は租税法の解釈・適用について予測可能性を確保しにくくなり、法的安定性も阻害されることになるからである。なお、経済的合理性の判断基準にアメリカ合衆国における独立当事者間取引の法理の考え方を参考にすることは有益である。」とする。増田英敏著『租税憲法学（第3版）』成文堂（2006年）307～308頁。
- 5 金子宏著『所得課税の法と政策』有斐閣（1996年）255～256頁。
- 6 村井正教授は「法22条は、法人税の所得計算における一般条項にあたり、他の規定と比べ最も重要な規定の構造となっている。・・・法22条が導入されるまでは、法132条が、特に租税回避の否認規定として重要な役割を果たしてきたが、その適用条件を制限的に解する判例、学説の傾向が強くなるにつれて、それに代わる役割を法22条に求める論者が増えてきた。（ちなみに筆者も同意見である）」と法22条の重要性をのべている。村井正著『租税法－理論と政策－』青林書院（1999年）152～153頁。
- 7 水野忠恒著『アメリカ法人税の法的構造』有斐閣（昭和63年）253頁。水野忠恒教授は、同著で「閉鎖的法人の設立理由（法人設立の優位性など）を肯定的側面とし、同法人の租税回避などを否定的側面」解している。
- 8 金子宏著「所得課税の法と政策」有斐閣（1996年）255頁。
- 9 ピータ・P・ワイデンブルグ、カレン・C・バーグ 高橋真一訳『アメリカ法人税法』木鐸社（1996年）35頁。

第21回 中央大学ホームカミングデーに参加して

副会長 石亀 邦俊

卒業生のふれあいの祭典「ホームカミングデー」が今年の10月28日に開催された。

この祭典は、3年ぶりに中央大学多摩キャンパスで開催されましたが、一昨年は東日本大震災や福島原子力発電所事故からの復興途上であることから自粛することとなり、また、その前年は創立125周年記念式典と同時期のため開催が見送られるという経緯がありました。まだ復興途上である中で、被災地の早期復興を祈願し、学員、関係者の絆を深め、復興支援の一助となる企画を中心としての「ホームカミングデー」となった。

このホームカミングデーは中央大学が学員会（同窓会）の協賛を得て開催する卒業生（学員）の祭典であり、卒業生の皆さんが旧

友や恩師との再会を得て楽しく過ごされること、また、交流の輪を広げ、絆をより一層深めることを願っての祭典であります。

当日はあいにくの小雨日和でしたが、大勢の卒業生が最寄り駅の多摩モノレール「中央大学・明星大学駅」から急ぎ足で開会式会場へ向かい、途中各所で係員が「お帰りなさい」と迎えていました。

開会式では親子三代の卒業生13組が表彰され、今回は「絆」をコンセプトにイベントが盛りだくさん行われました。またオリンピック開催年ということもあって、ロンドン五輪フェンシング男子フルーレ団体で銀メダルを獲得した千田健太さん（2009年卒）と1980年モスクワ五輪代表の父親、千田健一さん

(1979年卒)による親子対談も行われていました。更には、駅伝ファン注目の「対談 ロンドン五輪と箱根駅伝」(山本亮氏、浦田春生駅伝監督)、講演会「炭鉱から観光へそして復興へ」(常盤興産・斎藤一彦社長)が行われ、会場に大勢が詰めかけておりました。

一方、イベント企画は総勢31、模擬店の出店は44を数え、当中央大会計人としては、模擬店の出店(無料生活相談コーナー)に参加して、「税務と会計の相談」の相談コーナーを設けました。この無料生活相談コーナーには、私どものほかに、中央大学法曹界、社会保険労務士白門会、司法書士白門会、不動産建設白門会、中大技術士会が出店されていました。コーナーはそれぞれのテン

トを設営し、それぞれの看板を掲げて相談者を呼び込みましたが、私どものテントは奥のはずれということもあり、相談者は意外と少なかった。それでも数にして6名くらいの相談者がありました。相談員として、私と佐藤博司監事の2名があたりました。相談の内容は税とはなれた資産運用の相談や相談者は高齢者が多く資産税に関する相談がありました。

フィナーレはメイン会場で行われた福引抽選会で、50ccのスズキ・スクーターや液晶テレビ、シンガポール旅行券(20万円相当)など豪華景品の獲得に大きな歓声が上がっていました。盛会に終わりましたことをご報告申し上げます。

中大法曹界と中大会計人会との研修会について

副会長 徳重 寛之

昨年9月13日に中央大学法曹界(以下法曹界という。)と中央大会計人会(以下会計人会という。)との合同研修会が霞ヶ関の弁護士会館において開催された。会計人会と法曹界は、共に中央大学学会(同窓会)の、職種で組織する支部という位置づけにある組織である。わが会計人会は、公認会計士、税理士などで会計業務を職業とする者で組織さ

れた団体であり、昭和36年に設立された。法曹界は、原則として在京の法曹を持って組織された団体で、昭和28年に設立された。学会の設立目的は、母校中央大学の興隆と発展に寄与することである。そのためか各支部間の横の交流は余り活発ではなかったのが現状であった。

今回法曹界から、今後支部間の交流を積極

的に図り、支部として母校の興隆に寄与することはもちろんであるが、異業種間の交流により更なる人の輪を広げて行きたいとの呼びかけに賛同して協議を行なった。その結果、若手中心に研修会を開催することで合意となり、テーマは、両会に共通する事業承継を題材に、講師、会場等の手配は法曹会が引き受けることとなった。

開催当日、第一東京弁護士会所属の吉岡毅先生に「事業承継における法律的な課題」と言うテーマで約1時間ほど講演をいただいた。

講義の内容は、事業承継を税法だけではなく広く民法、会社法を視野に入れた課題とその解決策であり、非常に参考となるものであった。

その後、会場を移して懇親会が開催された。出席者は、当会が13名、法曹界は30名以上を上回る人数で懇親会場は溢れんばかりの盛況であった。年代では、圧倒的に法曹会が若く積極的に話しかけてくる姿が印象的であった。盛会の内に初めての両会の研修会は、終了した。

今回の研修会の開催にあたり、会計人会の現在抱えている課題も垣間見えた会でもあった。

研修会を実施するに当たって戸惑ったのは、法曹会からの要望は若手の勉強会ということであったが、実際当日の研修会にも法曹会は若手の出席が多かった、それに比べ当会

の出席者は執行部メンバーが多く法曹会の要望とは合致しなく、出席人数もすくなくあった。それは何故か、研修会の開催通知を誰に発送するのかしっかりとした名簿がなかったことに帰着するのではないだろうか。現在会員名簿の整備が着々に行われているので一日も早い完成を望みたい。

次に会員になる資格のある人の把握である。今回の研修会に際し、若手の出席を呼びかけようとしても古い名簿しかないので、名簿記載者以外誰が資格者なのか分からないと言うのが現状である。今回の研修会に際し、名簿搭載者以外に声をかけたが当会の存在すら知らない後輩達がいたことは残念でならない。何らかの対策が、組織の継続性を維持する為にも必要ではないだろうか。

また、当会は、職種で組織する団体である特質を年次卒業生の組織、地域別の組織等多くの学員会支部が存在するなかでどう活かすかであり、智恵のだし所ではないだろうか。

今年も法曹会との研修会を実現したいものである。また、将来は是非、たの異業種の支部とも交流を深めたいものであるし、そのことが母校中央大学の興隆と発展に繋がり、各支部の発展に繋がる道であると信じている。

今回の研修会の開催にご尽力頂いた法曹会関係団体交流委員会の諸先生に感謝を申し上げ、会計人会の皆様には、今後の研修会等開催の行事への積極的な参加をお願いいたして研修会の報告とします。

中央大学会計人会・駿台会計人倶楽部合同研修会開催報告

副会長 小池 正明

わが中央大学会計人会は、毎年4月1日に駿台会計人倶楽部（明治大学）とともに東京上野の「精養軒」において観桜会を行っています。当日は、合同の研修会も行っており、今年当会の顧問（前会長）である平川忠雄

先生を講師として「平成25年度税制改正」をテーマに開催されました。今年度の税制改正は、昨年12月の総選挙と政権交代があった影響で、例年より1月余遅れて本年1月24日に税制改正大綱が決定されましたが、改正法案

の審議は順調に進み、去る3月29日に成立し、同日の公布されました。

当日の研修会では、平川先生から安倍新政権の下での経済対策を重視した税制改正である旨が紹介され、法人課税において減税先行型の改正内容であるとの話があり、制度の理解に重要なポイントであると思われました。

これに関する税制改正は、生産等設備投資促進税制、所得拡大促進税制及び商業・サービス業等を営む中小企業等の支援税制の創設であり、また、研究開発税制や雇用促進税制の拡充があります。さらに、中小企業対策としての金融円滑化法の廃止に伴う措置（企業再生税制の適用要件の緩和）や交際費課税の特例の見直しも重要です。

ただ、一方で来年4月からの消費税の税率引上げが控えており、それに向けたさまざまな対応税制が措置されていることも重要であることが認識されました。たとえば、住宅ローン控除制度の見直しであり、来年4月以降に居住を開始した分については、改正前の控除額が2倍に拡充されます。もっとも、研修会で確認された重要なポイントは、消費税の経過措置との関係です。本年9月末までに住宅の建築請負契約を締結した場合には、その引渡しは来年4月以降であっても旧税率（5%）が適用されますが、その場合には、住宅の取得者が新税率分の消費税を負担していないため、改正後の拡充された住宅ローン控除は適用されません。住宅建築や契約の時期、さらにはローンの設定の時期等を十分に検討する必要があると思われました。

当日の研修会で平川先生が多くの時間を割いたのは、資産税関係の改正、とりわけ事業承継税制の見直しです。同制度は、平成21年度の税制改正で創設された非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度ですが、周知のとおり、適用要件が厳しく、手続も煩瑣であるため、あまり活用されていません。今年度の改正は、いわゆる雇用の8割維持要件

の緩和、贈与税における先代経営者の役員退任要件の廃止、親族外承継の容認、相続税の納税猶予税額の計算方法の見直し（後継者に債務控除がある場合には、特例対象株式等以外の財産価額から控除して納税猶予税額を計算することとする）など、多岐にわたる改正が実現しました。

したがってこれまで活用例の少なかった事業承継税制ですが、今後は経営者の関心も高まることが予想され、我々もそれに対応していま一度この制度を勉強する必要があることが痛感されました。

なお、新事業承継税制は、平成27年1月以降の相続・贈与から適用されますが、当日の研修会では、既にこの制度の適用を受けている場合であっても、経過措置により有利な新税制の適用を受けられることも重要なポイントであることが指摘されました。

このほかの資産税関係では、相続税の基礎控除の引下げと税率構造の見直し、いわゆる小規模宅地特例の拡充、暦年課税における贈与税の税率構造の改正、新税制である教育資金の贈与に係る贈与税の非課税措置などが重要な改正であり、我々の実務に直結する問題です。

これらの中では、平成27年1月以降の相続税の課税強化への対応は、今からでも着手すべき問題です。今般の改正は、基礎控除の4割圧縮が大きな影響を及ぼすと思われませんが、一方で、配偶者の税額軽減制度（配偶者の課税価格が課税価格の合計額の法定相続分まで、または、1億6,000万円までであれば、配偶者の納付税額はない）について改正はありません。したがって、遺産額が2億円程度までであれば、遺産分割の方法にもよりますが、これまでと負担税額は大きく変わりません。

平川先生が指摘されていたのは、いわゆる2次相続の問題です。通常の場合、2次相続では配偶者がいませんから、配偶者の税額軽

減の適用はなく、したがって、改正による課税強化の影響が避けられません。今後は、1次相続と2次相続の全体を見渡した対策が重要になるということです。

当日の研修会では、上記以外の改正項目も数多く取り上げられました。有意義な研修会が開催できたことに感謝いたします。

六大会計人ゴルフコンペ開催報告

副会長 鈴木 康雄

平成24年11月1日、恒例の六大会計人ゴルフコンペが、今回の当番校である早稲田大学の設営により、埼玉県嵐山カントリークラブにて開催されました。

前回開催時に現六大会以外他大会計人にも声掛けをしてみてもとの提案の結果、日本大学、駒澤大学及び東京富士大学がオブザーバーとして初参加されました。

好天に恵まれた中でのプレーとなりましたが、なかなかの難コースで、特にグリーンは速く、ナイスオンと思っても奥へ転がり落ちてしまうほどで、多くの参加者が苦しめられたのではないのでしょうか。競技は従来どおりダブルペリア方式により、個人戦とともに各大学上位者3名のスコア合計で競う団体戦が行われました。

競技の結果の概要は次のとおりです。

(敬称略)

個人戦

優 勝 増子豊彦 駒澤大学
 準優勝 宮本雄司 中央大学
 3 位 永瀬泰造 早稲田大学
 以下省略

団体戦

優 勝 早稲田大学
 準優勝 中央大学
 3 位 明治大学
 以下省略

特筆すべきは、我が中央大会計人会は例

年になく9名の参加者を得るとともに、12位までに3名が食い込むことができました。その結果、上記のとおり団体戦では僅差で優勝を逃すというところまで行きました。前回が最下位だっただけに、大変価値ある準優勝だと思います。

当日の参加者は51名。参加校は次のとおりです。(順不同)

| | |
|--------|------------|
| 早稲田大学 | 税理士稲門会 |
| 慶應大学 | 税理士三田会 |
| 明治大学 | 駿台会計人倶楽部 |
| 専修大学 | 専修大会計人会 |
| 青山学院大学 | 青学会計人クラブ |
| 中央大学 | 中央大会計人会 |
| 駒澤大学 | 駒澤大会計人会 |
| 日本大学 | 日本大学税理士桜門会 |
| 東京富士大学 | 東京富士大会計人会 |

今年は専修大学が当番校となり、埼玉県の飯能ゴルフクラブにて開催される予定です。

平成24年度 定時総会は6月14日
 (中央大学駿河台記念会館) に
 決まりました。
 ご予定下さい。